

競技種目別指導資格取得支援事業実施要領

令和4年5月28日
妙高市スポーツ協会
妙高市教育委員会 生涯学習課

1 事業の目的

文部科学省では、学校における休日の部活動を令和5年度から段階的に地域へ移行する方針を示しており、この受け皿となるジュニアスポーツクラブなどの指導者は、その競技種目の指導力だけでなく、生徒に適切な指導を行うことができる資質を備えていることが求められる。

また、生徒の発達段階に応じた適切かつ効果的な指導を行うためには、指導者として必要な知識や考え方をはじめ、メンタル面への配慮やハラスメントのない指導、トラブル対応などの知識を備えておくことが必須である。

このことから、当市における適正な指導者としての資質を満たした人材の育成・確保を図るため、公的団体等が定める公認指導者資格やライセンスの取得に対して支援を行うことにより、持続可能な地域運動部活動と健全なジュニアスポーツの振興を目指す。

2 実施期間

令和4年度から令和6年度の3か年で集中的、重点的に取り組む。ただし、財源や環境整備の状況によっては変更する場合がある。

3 対象者

市内ジュニアスポーツ指導者

- ・妙高市スポーツ協会会員（加盟団体構成員）
- ・部活動顧問・部活動指導員
- ・ジュニアスポーツクラブ指導者
- ・学校教職員
- ・今後スポーツ指導に携わる可能性がある方
- ・ジュニアスポーツ選手の保護者 など

4 支援人数

計50名程度（予定）

[年次計画] 令和4年度・令和5年度 各年度15名程度

※ジュニアスポーツクラブ等に指導資格保有者がいない競技団体を優先
令和6年度 20名程度

※ジュニアスポーツクラブ等に指導資格保有者が少数の競技団体を優先

5 支援の内容・範囲

- ①公益財団法人日本スポーツ協会における公認スポーツ指導者の基礎資格となる「公認コーチングアシスタント」養成講座を受講する場合は、通信講座費用相当額を支援する。
- ②公益財団法人日本スポーツ協会「公認コーチ1」養成講習会を受講する場合は、共通科目Ⅰ（公認コーチングアシスタント養成講座カリキュラムと同様）受講費用相当額を支援する。
- ③公益財団法人日本スポーツ協会「公認コーチ1」と同程度の各競技種目の公認指導者ライセンス（例：JFA公認C級コーチ）養成講習会を受講する場合は、共通科目Ⅰ受講費用相当額を支援する。
- ④各競技種目の公認指導者ライセンス（例：JFA公認D級コーチ）養成講座を受講する場合は、受講料の2分の1を上限として支援する。
- ⑤上記のほか、いずれの場合も、交通費及び宿泊費、日当等は支援経費の対象としない。

6 支援の申し込み

事業実施要領の内容を、すべて承諾のうえ、指導資格の取得支援を希望する場合は、養成講習会等を受講する10日前までに、別紙「指導資格取得支援申込書」を電子メール、FAX又は郵送により、下記へ提出すること。

妙高市スポーツ協会事務局 担当：池田・曾根原

〒944-8686 妙高市栄町 5-1

(妙高市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係内)

TEL：0255-74-0036 FAX：0255-72-3902

Mail：syogaigakushu@city.myoko.niigata.jp

7 その他

- ①指導資格養成講習会の受講申し込みは、受講者本人が行うこととする。
- ②養成講習会等の受講に伴う往復途中・受講中の事故や傷害等については、受講者本人が責任を負うものとする。
- ③養成講習会等の受講にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大予防に細心の注意を払うこと。なお、発熱など新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合や濃厚接触者となった場合は、主催者に報告し、参加を見合わせることを。